

# 積雪により災害にあわれた方へ 災害見舞金を支給します

## 【対象となる方】

- (1) 令和8年1月及び2月の積雪により、住家及び小屋又は事業の用に供する施設が全壊・半壊又は一部損壊した世帯

(注) 申請後に、現地調査等を実施した上で被害対象が決定されます。

## 【支給額】

全壊の場合	一世帯につき	7万円
半壊の場合	一世帯につき	5万円
一部損壊の場合	一世帯につき	3万円



## 【申請方法】

以下の書類を提出して下さい。

- ・申請書（必須）
- ・被害状況がわかる写真（必須）

(注) 被害対象の修繕が既に完了している場合は、かかった費用の内訳がわかる見積書及び領収書。



## 【申請期限】

令和8年5月22日（金）

## 【適用除外】

国が指定する激甚災害時に該当した場合は、災害見舞金の対象外となります。

## 【申請及びお問い合わせ先】

田子町役場

住 民 課 住民環境グループ

0179-20-7113



**お気軽にご相談下さい。**